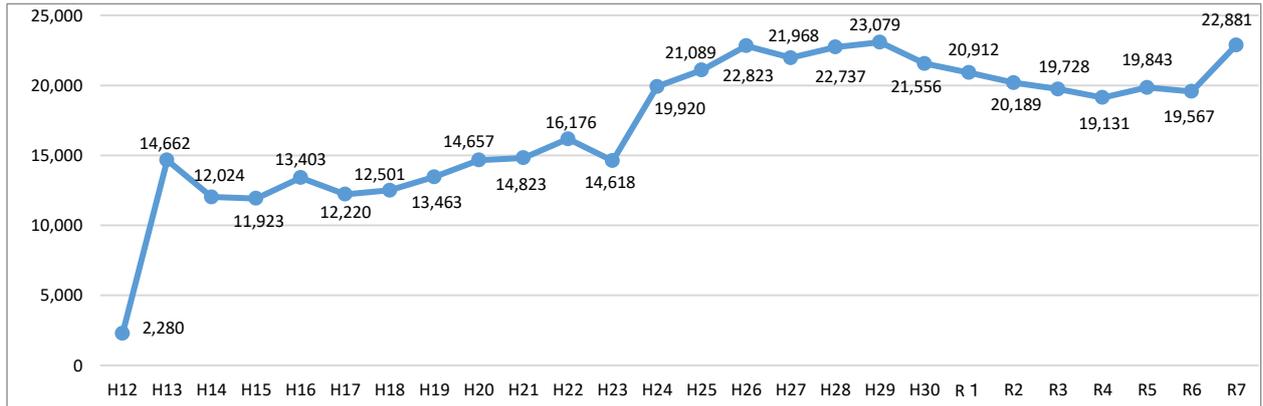


令和 7 年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について

第 1 ストーカー事案への対応状況

1 ストーカー事案の相談等状況

相談等件数は、令和 7 年は、22,881 件（前年比+3,314 件、+16.9%）と依然として高い水準で推移している。



注) 平成 12 年は、ストーカー規制法の施行日（11 月 24 日）以降の件数

2 ストーカー事案の被害者・加害者の状況等（相談等件数の内訳）

(1) 被害者の性別・年齢

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 7 年の割合
男性	2,442	2,407	2,582	2,663	3,001	13.1 %
女性	17,286	16,724	17,261	16,904	19,880	86.9 %
19 歳以下	2,145	2,218	2,335	2,340	3,111	13.8 %
20 歳代	6,607	6,521	6,671	6,740	7,993	35.6 %
30 歳代	4,421	3,982	4,176	4,037	4,628	20.6 %
40 歳代	3,540	3,363	3,436	3,253	3,609	16.1 %
50 歳代	1,643	1,716	1,853	1,819	2,125	9.5 %
60 歳代	517	553	567	594	601	2.7 %
70 歳以上	401	353	400	385	402	1.8 %
年齢不詳	5	11	6	10	13	0.06 %
密接関係者	449	414	399	389	399	

注 1) 「密接関係者」とは、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者（家族、友人等）

注 2) 年齢の「割合」は、密接関係者を除いた特定の者を被害者とする件数（22,482 件）に占める割合

(2) 加害者の性別・年齢

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 7 年の割合
男性	15,927	15,509	15,825	15,327	18,334	80.1 %
女性	2,415	2,258	2,496	2,487	2,808	12.3 %
不明	1,386	1,364	1,522	1,753	1,739	7.6 %
19 歳以下	838	886	996	1,088	1,440	6.3 %
20 歳代	3,576	3,606	3,958	3,972	4,855	21.2 %
30 歳代	3,414	3,217	3,324	3,169	3,691	16.1 %
40 歳代	3,580	3,335	3,410	3,098	3,454	15.1 %
50 歳代	2,512	2,667	2,631	2,501	2,953	12.9 %
60 歳代	1,362	1,278	1,364	1,360	1,474	6.4 %
70 歳以上	1,055	1,034	1,154	1,028	1,211	5.3 %
年齢不詳	3,391	3,108	3,006	3,351	3,803	16.6 %

### (3) 被害者と加害者の関係

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
特定の者	19,279	18,717	19,444	19,178	22,482	98.3%
配偶者（内縁・元含む）	1,381	1,345	1,353	1,333	1,392	6.1%
交際相手（元含む）	7,472	7,115	7,389	7,258	8,910	38.9%
知人友人	2,524	2,420	2,750	2,623	3,059	13.4%
勤務先同僚・職場関係	2,493	2,532	2,653	2,459	2,757	12.0%
面識なし	1,877	1,804	1,756	1,722	2,021	8.8%
その他	1,681	1,734	1,632	1,681	2,083	9.1%
関係（行為者）不明	1,851	1,767	1,911	2,102	2,260	9.9%
密接関係者	449	414	399	389	399	1.7%

注) 「その他」は、芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民 等

### (4) 動機

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ストーカー規制法に抵触する動機	16,115	15,657	16,231	15,396	18,338
好意の感情	13,514	12,904	13,262	12,523	14,649
好意が満たされず怨恨の感情	2,601	2,753	2,969	2,873	3,689
ストーカー規制法に抵触しない動機	810	762	883	1,045	1,536
精神障害（被害妄想含む）	95	124	114	99	122
職場・商取引上トラブル	24	27	24	48	59
その他怨恨の感情	210	208	202	342	496
その他	481	409	543	556	859
不明	2,803	2,706	2,729	3,126	3,007

注) 「その他」は、離婚に伴うトラブル、金銭貸借トラブル 等

### (5) 行為形態別

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法第2条 第1項の 該当号	1号 つきまとい・待ち伏せ等	10,885	10,523	10,877	10,476	12,181
	2号 監視していると告げる行為	1,025	986	977	892	1,072
	3号 面会・交際の要求	7,374	6,738	6,920	6,186	7,548
	4号 乱暴な言動	3,004	2,925	3,145	2,709	4,018
	5号 無言電話・連続電話・メール	5,354	4,785	4,835	4,189	4,911
	6号 汚物等の送付	232	247	247	206	238
	7号 名誉を害する行為	752	703	763	641	910
	8号 性的羞恥心を害する行為	1,242	1,175	1,127	1,078	1,268
法第2条 第3項の 該当号	1号 相手方の承諾を得ないでGPS機器等により位置情報を取得	43	137	146	159	118
	2号 相手方の承諾を得ないで相手方の所持する物にGPS機器等を取り付ける等	109	267	340	354	393

注1) 複数に該当する事案は、それぞれに計上

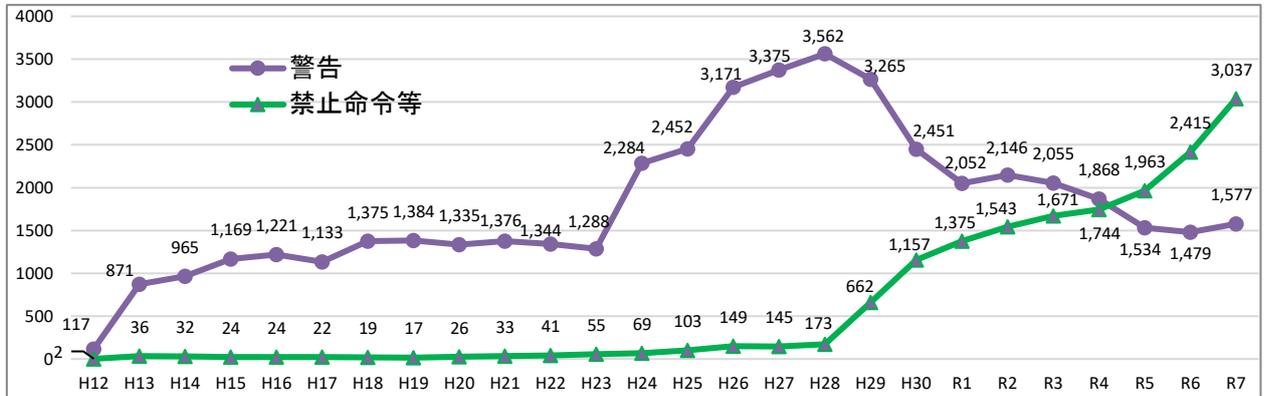
注2) ストーカー規制法の改正に伴い、令和3年6月15日施行以降、現に所在する場所の付近における見張り等（第2条第1項第1号）、拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為（同項第5号）についてもストーカー規制法の対象となり、同年8月26日施行以降、位置情報無承諾取得等（第2条第3項各号）についてもストーカー規制法の対象となった。

注3) 法第2条第3項の該当号については、令和7年12月30日施行前のストーカー規制法における該当号を示す。

### 3 ストーカー規制法に基づく行政措置

#### (1) 警告・禁止命令等の実施状況

ストーカー規制法に基づく警告は、令和7年は1,577件（前年比+98件、+6.6%）と前年より増加。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急時の禁止命令等の新設等を内容とする平成28年のストーカー規制法の改正法が施行された平成29年（改正法の施行日は平成29年6月14日）以降急増し、令和7年も3,037件（前年比+622件、+25.8%）と法施行後最多。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
警告	2,146	2,055	1,868	1,534	1,479	1,577
禁止命令等	1,543	1,671	1,744	1,963	2,415	3,037
うち緊急禁止命令等	729	808	946	1,179	1,466	1,840

注) ストーカー規制法に基づく行政措置、ストーカー事案の検挙状況及び警察本部長等の援助については、令和5年までは基準年中に受理した相談のうち同年中に実施した行政措置、検挙及び援助（以下「行政措置等」という。）した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年中に実施した行政措置等の件数は全て計上することに変更した。

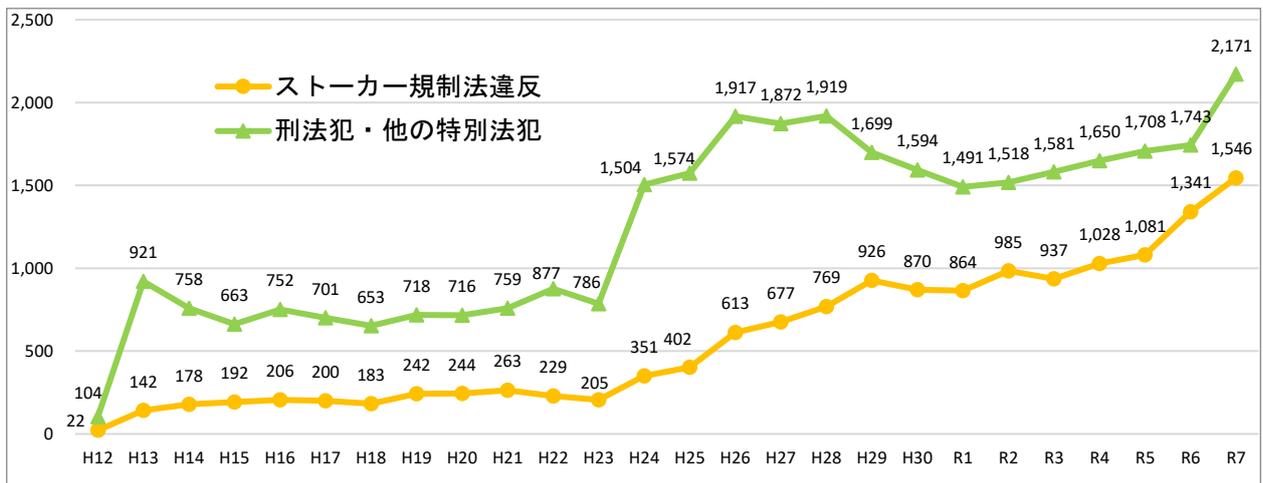
#### (2) ストーカー事案の加害者に対する連絡等の実施状況

令和6年3月から、禁止命令等を受けた加害者に対する連絡を実施しており、令和7年の実施件数は、1,698件（前年比+659件、+63.4%）であった。

また、令和6年3月から、ストーカー加害者をカウンセリング・治療機関等につなげる取組を強化しており、令和7年のカウンセリング・治療の実施につながった人数は233人（前年比+49人、+26.6%）であった。

### 4 ストーカー事案の検挙状況

ストーカー規制法違反の検挙は、令和7年は1,546件（前年比+205件、+15.3%）、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、令和7年は2,171件（前年比+428件、+24.6%）と法施行後でそれぞれ最多となった。



罪種別内訳

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑法犯・他の特別法犯	1,581	1,650	1,708	1,743	2,171
殺人（既遂）	1	1	0	0	2
殺人（未遂）	3	10	18	11	14
傷害	92	88	100	75	153
暴行	158	137	146	122	159
脅迫	195	210	227	187	292
強要	61	59	53	53	50
恐喝	20	14	15	15	15
逮捕監禁	6	11	15	14	11
不同意性交等	22	36	49	63	65
不同意わいせつ	63	59	85	107	146
窃盗	85	108	83	114	131
住居侵入	337	354	360	378	437
器物損壊	124	138	111	120	134
名誉毀損	38	38	32	41	41
暴力行為等処罰法違反	19	20	23	9	19
銃刀法違反	44	33	38	36	49
軽犯罪法違反	41	43	34	42	25
迷惑防止条例違反	123	148	147	101	114
その他	149	143	172	255	314

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ストーカー規制法違反	937	1,028	1,081	1,341	1,546
ストーカー行為罪	812	897	961	1,108	1,302
禁止命令等違反	125	131	120	233	244

注1) 刑法犯・他の特別法犯の検挙は、「複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上」、「殺人を除き、未遂のある罪については未遂を含む。」、「その他」は、業務妨害、公然わいせつ等

注2) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行（罰則規定：令和5年7月13日施行）に伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

5 警察本部長等の援助

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
警察本部長等の援助申出受理件数	8,173	7,894	8,105	7,180	8,373	
内訳 (複数計上)	被害防止措置の教示	1,701	1,794	1,445	1,613	2,281
	被害防止交渉に必要な事項の連絡	800	774	765	751	823
	行為者の氏名及び連絡先の教示	528	502	488	571	655
	被害防止交渉に関する助言	524	539	538	554	523
	被害防止活動を行う民間組織の紹介	102	112	103	100	111
	被害防止交渉場所として警察施設の利用	118	117	130	112	121
	被害防止に資する物品の教示又は貸出	580	630	690	624	801
	警告等を実施した旨の書面の交付	278	233	245	206	213
	その他被害防止のために適切な援助	6,572	6,354	6,509	5,750	6,625

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「その他被害防止のために適切な援助」は、110番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧等に係る支援措置等

6 その他の対応

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
被害者への防犯指導	19,102	18,300	19,399	19,139	22,316
加害者への指導警告	11,565	11,798	12,184	12,228	14,049
パトロール	4,061	3,129	4,007	3,742	3,869
その他の措置	2,232	1,931	3,595	3,009	3,211

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「その他の措置」は、GPS機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示等

# トピックス① 【ストーカー事案における行為のエスカレート防止】

## 1 ストーカー規制法等の適時的確な適用

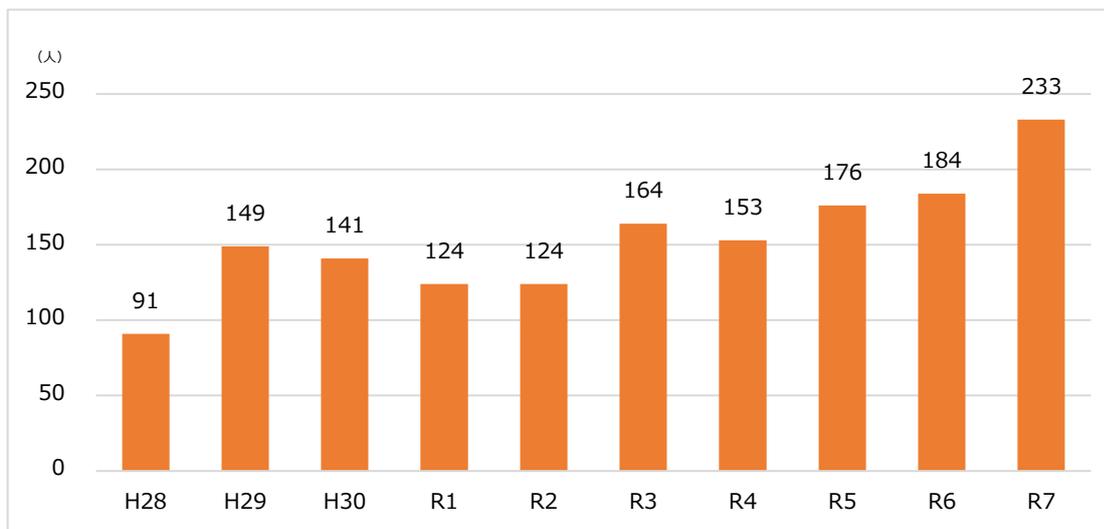
＜令和7年＞1～9月（平均値）と10～12月（平均値）の比較



※ 1～9月の暫定値を用いて算出したものであり、参考値扱い

## 2 加害者をカウンセリング・治療機関等につなぐ取組

カウンセリング・治療の実施につながった加害者数の推移



### 事例

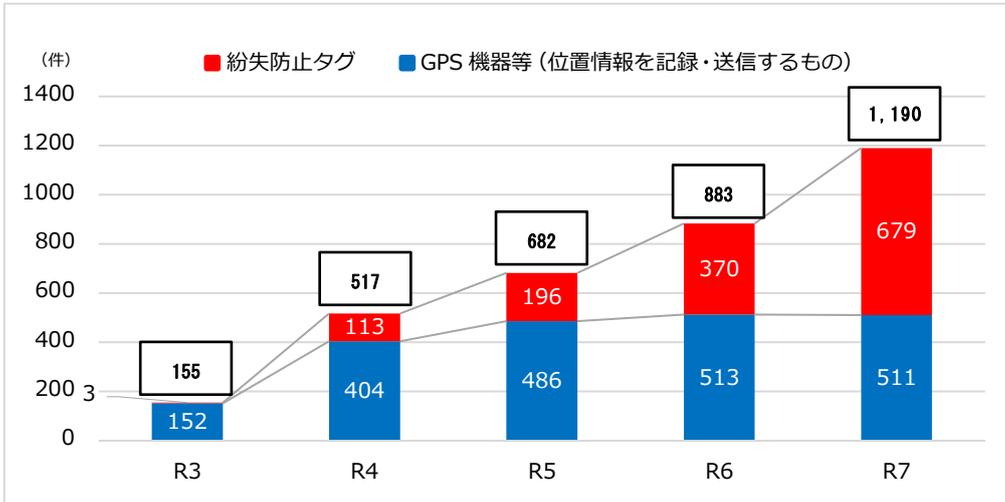
令和7年9月、アルバイト先の同僚女性に恋愛感情等を抱き、同女性の通学先に押しかけるなどしてストーカー規制法違反で検挙された男性に対し、地域精神科医療機関等への受診等の働き掛けを実施したところ、男性は同意し、カウンセリングを受けるに至った。同男性は、「カウンセリングを受け、あの時の自分が異常であったと気付いた。」等と申し立て、以後の再発防止につながった。

令和7年9月の神奈川県警察の検証結果を踏まえ、各都道府県警察において、対処体制の強化やマニュアルの整備等のほか、加害者による行為のエスカレートを防止するための取組として、ストーカー規制法等の適時的確な適用等を推進しており、各種措置の実施件数が増加。

# トピックス②【令和7年ストーカー規制法改正】

## 1 紛失防止タグを悪用したストーカー事案への対応

紛失防止タグ等が用いられたストーカー事案の相談等件数の推移



※ 令和7年はこのほか、第三者に依頼する方法を用いて被害者の所在地を特定する行為に関する相談等 14 件把握。

紛失防止タグを用いて被害者の所在を把握する行為は、GPS 機器等を用いた行為と同様に、行為がエスカレートして凶悪犯罪へ発展するおそれや、被害者に不安を与えさせるおそれがあることから、令和7年12月、ストーカー規制法を改正し、紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制の対象に追加。

## 2 社会全体でストーカー被害を防止する取組

**ストーカー規制法が改正されました!!**

- ①紛失防止タグの悪用
- ②被害警告の創設
- ③被害に対する援助
- ④情報提供の禁止

警察庁 都道府県警察

広報啓発用ポスター

**勤務先の皆様へ**  
ストーカー被害から従業員を守るために

目的

ストーカー規制法の改正

被害者を知ったら、警察にご相談ください

警察庁 都道府県警察

企業に対する周知

**学校関係者の皆様へ**  
ストーカー被害から子供たちを守るために

目的

ストーカー規制法の改正

被害者を知ったら、警察にご相談ください

警察庁 都道府県警察

学校に対する周知

**探偵業者の皆様へ**  
ストーカーに加担しないために

目的

ストーカー規制法6条の改正等

被害者を知ったら、警察にご相談ください

警察庁 都道府県警察

探偵業者に対する周知

### 事例

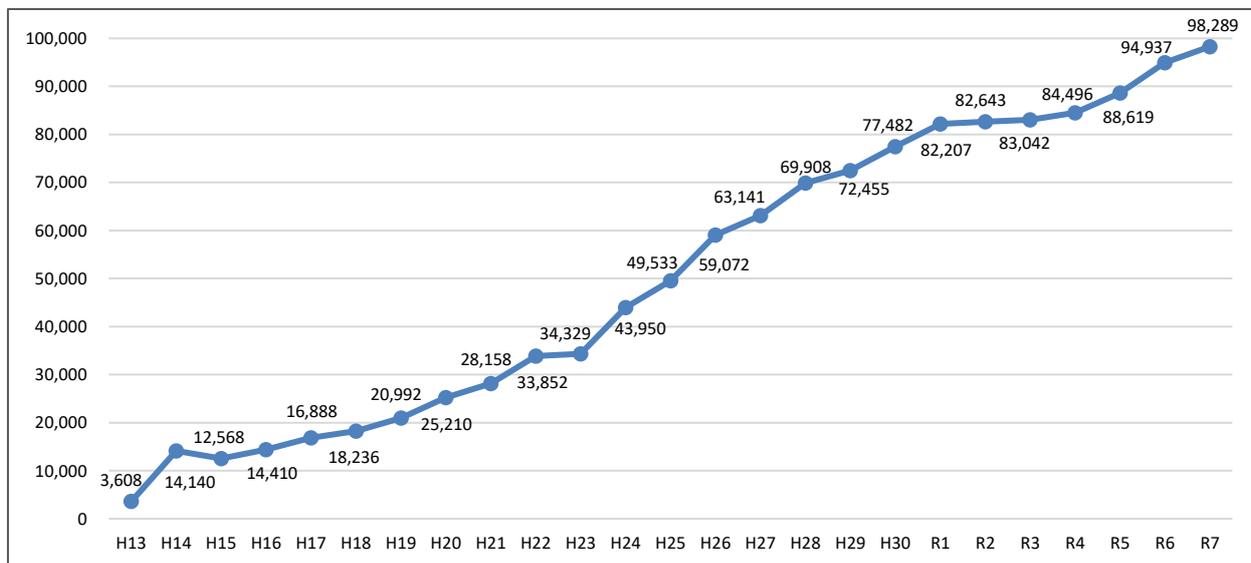
令和7年12月、被害者の勤務先に有事の際の通報を依頼していたところ、同勤務先において加害者による危害言動があったため、同勤務先から警察に対して直ちに通報がなされた。同通報を受理した警察署員が被害者の保護対策を講じた上で加害者を検挙し、被害を未然に防止した。

改正ストーカー規制法の施行に伴い、社会全体でストーカー被害の防止を図るべく、関係機関等と連携し、各種広報啓発活動を強化。

## 第2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

### 1 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

相談等件数は増加傾向であり、令和7年は98,289件（前年比+3,352件、+3.5%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

注3) DV防止法の改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命又は身体に対する脅迫を受けた事案について、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案について、また、令和6年4月1日施行以降、自由、名誉又は財産に対する脅迫についても計上

### 2 配偶者からの暴力事案等の被害者・加害者の状況等（相談等件数の内訳）

#### (1) 被害者の性別・年齢

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
男性	20,895	22,714	24,684	28,214	30,080	30.6%
女性	62,147	61,782	63,935	66,723	68,209	69.4%
19歳以下	1,187	1,159	1,358	1,320	1,437	1.5%
20歳代	19,378	20,172	20,930	22,375	22,695	23.1%
30歳代	21,922	22,029	22,698	24,523	25,216	25.7%
40歳代	18,863	18,756	19,303	20,349	21,227	21.6%
50歳代	10,239	10,680	11,705	12,727	13,643	13.9%
60歳代	4,512	4,580	4,869	5,326	5,753	5.9%
70歳以上	6,921	7,068	7,703	8,281	8,289	8.4%
年齢不詳	20	52	53	36	29	0.03%

#### (2) 加害者の性別・年齢

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
男性	62,128	61,704	63,436	66,185	68,096	69.3%
女性	20,914	22,792	25,183	28,752	30,193	30.7%
19歳以下	805	961	979	971	1,094	1.1%
20歳代	17,564	18,495	19,213	20,952	21,188	21.6%
30歳代	21,048	21,267	22,201	23,795	24,477	24.9%
40歳代	19,624	19,358	19,841	20,778	21,712	22.1%
50歳代	11,102	11,357	12,526	13,450	14,320	14.6%
60歳代	4,865	4,936	5,119	5,607	6,049	6.2%
70歳以上	7,893	7,937	8,546	9,172	9,179	9.3%
年齢不詳	141	185	194	212	270	0.3%

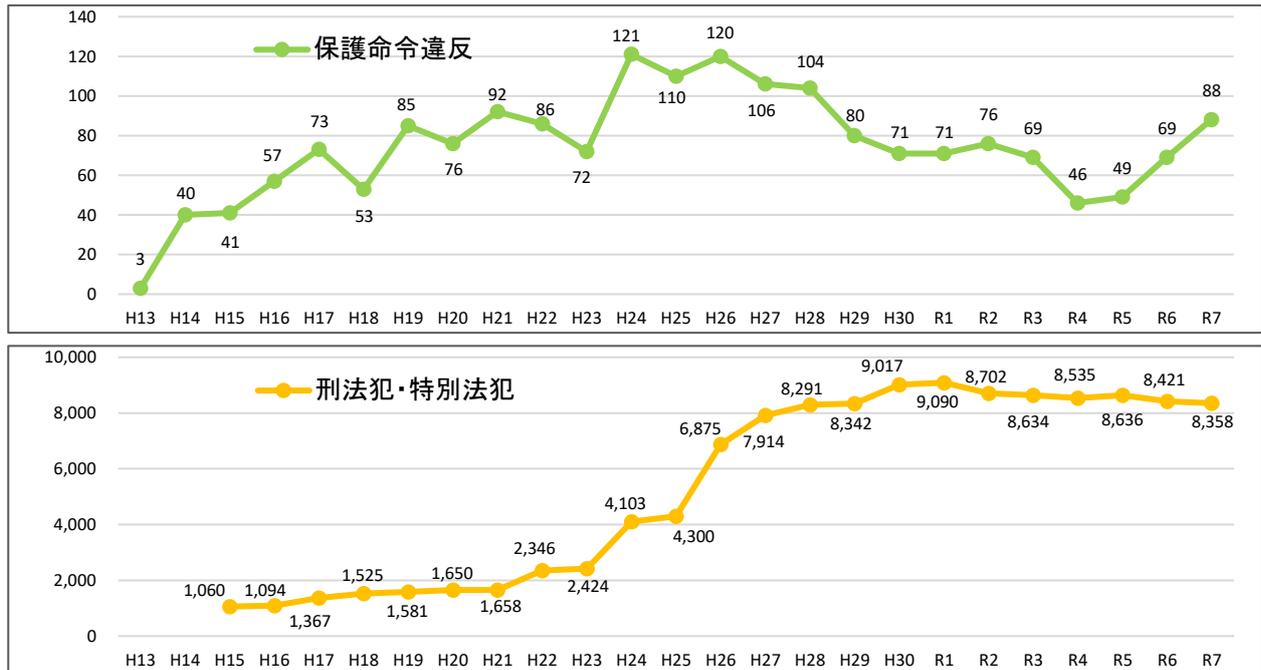
### (3) 被害者と加害者の関係

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
婚姻関係（元含む）	62,126	62,215	64,766	69,496	71,608	72.9%
内縁関係（元含む）	5,798	5,926	6,079	6,293	6,598	6.7%
生活の本拠を共にする交際をする関係（元含む）	15,118	16,355	17,774	19,148	20,083	20.4%

注) 「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

### 3 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

DV防止法の保護命令違反の検挙は、令和7年は88件（前年比+19件、+27.5%）と前年より増加。配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、令和7年は8,358件（前年比-63件、-0.7%）と減少。



注1) 刑法犯・他の特別法犯の統計は平成15年から集計

注2) 配偶者からの暴力事案等の検挙状況、DV防止法に基づく対応（医療機関からの通報の受理を除く。）及び警察本部長等の援助については、令和5年までは基準年中に受理した相談のうち同年中に実施した検挙、対応及び援助（以下「検挙等」という。）した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年中に実施した検挙等の件数は全て計上することに変更した。

#### 罪種別内訳

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑法犯・他の特別法犯	8,634	8,535	8,636	8,421	8,358
殺人（既遂）	2	0	0	3	5
殺人（未遂）	108	116	111	129	123
傷害致死	2	1	1	0	0
傷害	2,509	2,518	2,640	2,652	2,760
暴行	5,230	5,096	5,026	4,672	4,498
脅迫	133	128	132	138	162
不同意性交等	7	10	12	24	28
不同意わいせつ	3	5	8	4	5
住居侵入	36	40	38	47	53
逮捕監禁	12	12	10	16	19
器物損壊	77	78	92	100	89
公務執行妨害	29	37	44	54	44
現住建造物等放火	10	9	14	22	16
暴力行為等処罰法違反	337	352	360	379	380
銃刀法違反	38	34	49	42	36
その他	101	99	99	139	140

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
保護命令違反	69	46	49	69	88

注1) 刑法犯・他の特別法犯の検挙は、「複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上」、「殺人を除き、未遂のある罪については未遂を含む。」、「その他」は、恐喝、ストーカー規制法違反、軽犯罪法違反、迷惑防止条例違反等

注2) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行（罰則規定：令和5年7月13日施行）に伴い、「強制的性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

#### 4 DV防止法に基づく対応

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
医療機関からの通報の受理	102	84	117	112	146
裁判所からの書面提出要求への対応	1,588	1,315	1,226	1,441	1,314
裁判所からの保護命令通知の受理	1,334	1,082	1,077	1,170	1,061
うち接近禁止命令のみ	103	79	85	71	66
うち退去命令のみ	4	3	3	1	5
うち接近禁止命令・退去命令	26	36	18	19	18
うち接近禁止命令・電話等禁止命令	860	688	703	772	714
うち接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	341	276	268	307	258

#### 5 警察本部長等の援助

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
警察本部長等の援助申出受理件数	21,525	21,991	20,172	19,689	18,933	
内訳 (複数計上)	被害を自ら防止するための措置の教示	9,597	9,798	9,540	9,517	8,947
	住所等を知られないようにする	5,373	5,195	4,031	3,780	3,954
	住民基本台帳閲覧等に係る支援	1,792	1,744	1,783	1,592	1,865
	行方不明者届への対応	906	1,188	1,155	1,178	1,061
	ための措置	906	1,188	1,155	1,178	1,061
	上記両方	1,460	1,735	1,675	1,566	1,536
	被害防止交渉に関する事項についての助言	641	877	838	674	663
加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	349	422	405	390	393	
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	10,065	10,281	9,713	11,476	9,014	
その他						

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「その他」は、110番緊急通報登録システムへの登録 等

#### 6 その他の対応

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
防犯指導・防犯機器貸出し	74,517	74,040	77,548	83,564	87,223
保護命令制度の説明	37,350	36,642	35,535	39,667	43,530
加害者への指導警告	59,241	60,539	66,090	71,098	74,406
関係機関への連絡	13,762	18,546	18,285	19,977	28,179
被害者について関係機関へ連絡	12,929	17,746	17,371	19,205	27,439
加害者について関係機関へ連絡	833	800	914	772	740
パトロール	2,173	2,339	3,080	3,316	2,894
その他の措置	9,763	6,597	6,611	6,092	5,783

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「関係機関への連絡」の「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、医療機関 等

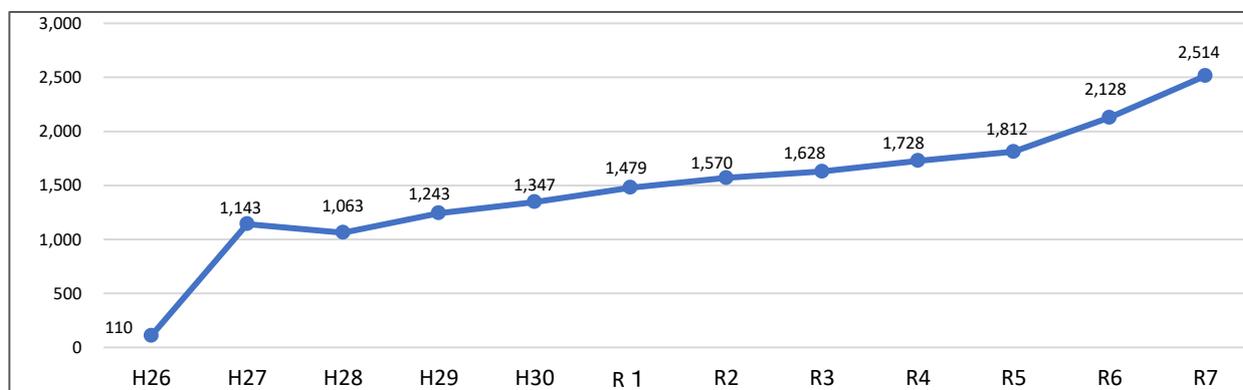
注3) 「その他の措置」は、GPS機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示、転居時の立会い 等

### 第3 私事性的画像に係る事案への対応状況

#### 1 私事性的画像に係る事案の相談等状況

##### (1) 相談等件数

相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和7年は2,514件（前年比+386件、+18.1%）と増加し、法施行後最多。



注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

##### (2) 被害者の性別・年齢

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
男性	195	234	285	481	739	29.4%
女性	1,432	1,494	1,527	1,645	1,774	70.6%
19歳以下	429	475	558	774	1,030	41.0%
20歳代	647	726	740	843	1,018	40.5%
30歳代	268	234	229	252	245	9.7%
40歳代	168	163	164	150	136	5.4%
50歳代	76	94	78	77	50	2.0%
60歳代	12	15	15	12	21	0.8%
70歳以上	4	7	3	5	4	0.2%
年齢不詳	24	14	25	15	10	0.4%

注) 性別不明が、令和2年及び令和3年は1件、令和6年は2件、令和7年は1件ある。

##### (3) 加害者の性別・年齢

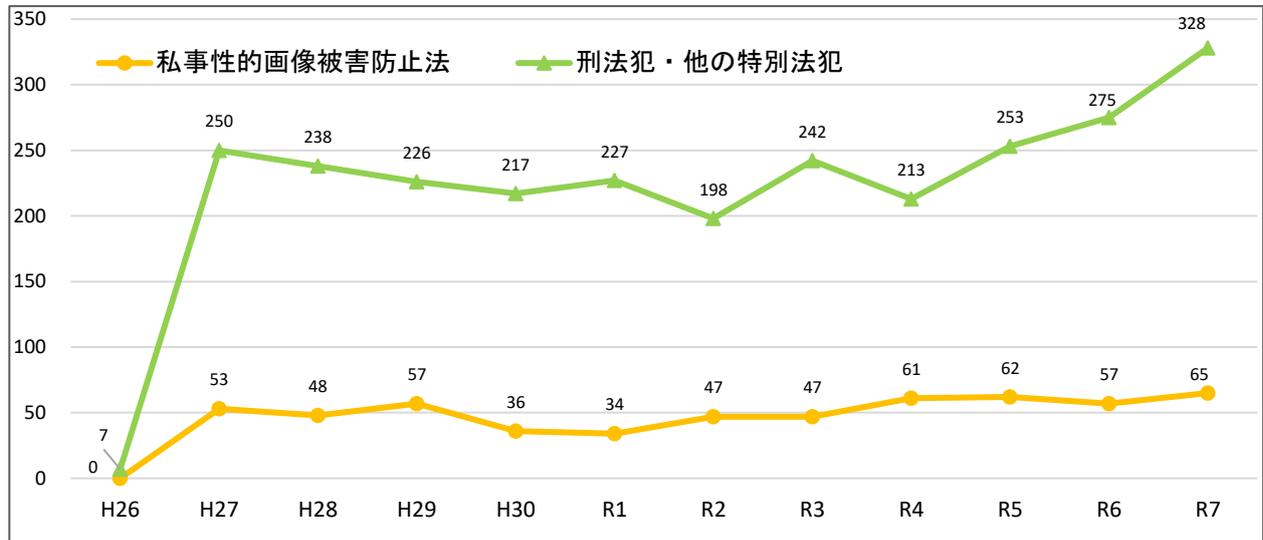
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
男性	1,285	1,356	1,374	1,519	1,624	64.6%
女性	119	132	105	148	272	10.8%
不明	224	240	333	461	618	24.6%
19歳以下	172	220	257	338	371	14.8%
20歳代	428	453	491	578	599	23.8%
30歳代	254	256	241	236	263	10.5%
40歳代	189	170	160	158	144	5.7%
50歳代	100	109	105	108	100	4.0%
60歳代	36	35	24	33	24	1.0%
70歳以上	11	16	11	18	17	0.7%
年齢不詳	438	469	523	659	996	39.6%

##### (4) 被害者と加害者の関係

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
配偶者（元含む）	60	60	70	61	54	2.1%
交際相手（元含む）	821	895	880	1,047	1,115	44.4%
知人友人（ネット関係のみ）	326	394	383	530	840	33.4%
知人友人（ネット関係のみ以外）	226	223	230	294	294	11.7%
職場関係者	31	30	32	34	34	1.4%
関係（行為者）不明	101	87	107	114	133	5.3%
その他	63	39	110	48	44	1.8%

## 2 私事性的画像に係る事案の検挙状況

私事性的画像被害防止法違反の検挙は、令和7年は65件（前年比+8件、+14.0%）と前年より増加。私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は328件（前年比+53件、+19.3%）と前年より増加。このほか、被害者への防犯指導・助言、画像の削除を含む加害者への注意・警告等を行った。



### 罪種別内訳

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑法犯・他の特別法犯	242	213	253	275	328
脅迫	40	37	57	36	49
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	47	49	55	55	52
強要	33	34	28	34	36
ストーカー規制法違反	18	21	24	22	38
名誉毀損	10	5	11	15	15
わいせつ物頒布	8	5	7	8	13
その他	86	62	71	105	125

私事性的画像被害防止法違反	47	61	62	57	65
---------------	----	----	----	----	----

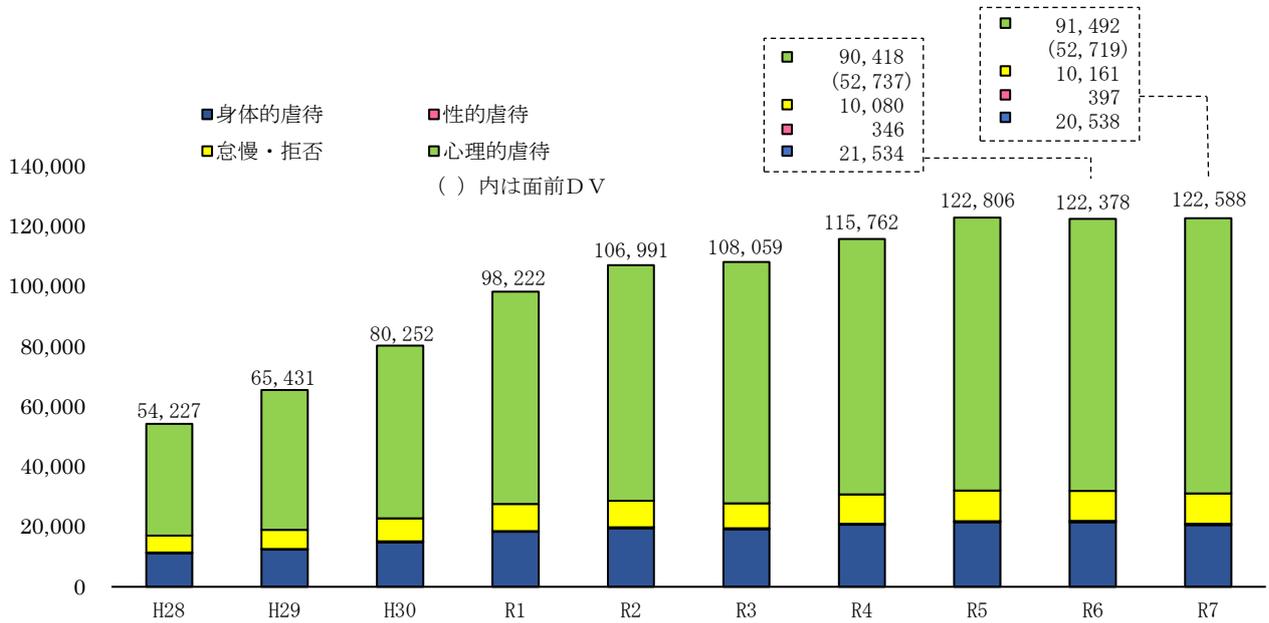
注1) 刑法犯・他の特別法犯検挙は、「複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上」、「その他」は、暴行、傷害、恐喝（未遂含む）、不同意性交等

注2) 私事性的画像に係る事案の検挙状況については、令和5年までは基準年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年中に検挙した件数は全て計上することに変更した。

## 第4 児童虐待事案への対応状況

### 1 通告児童数

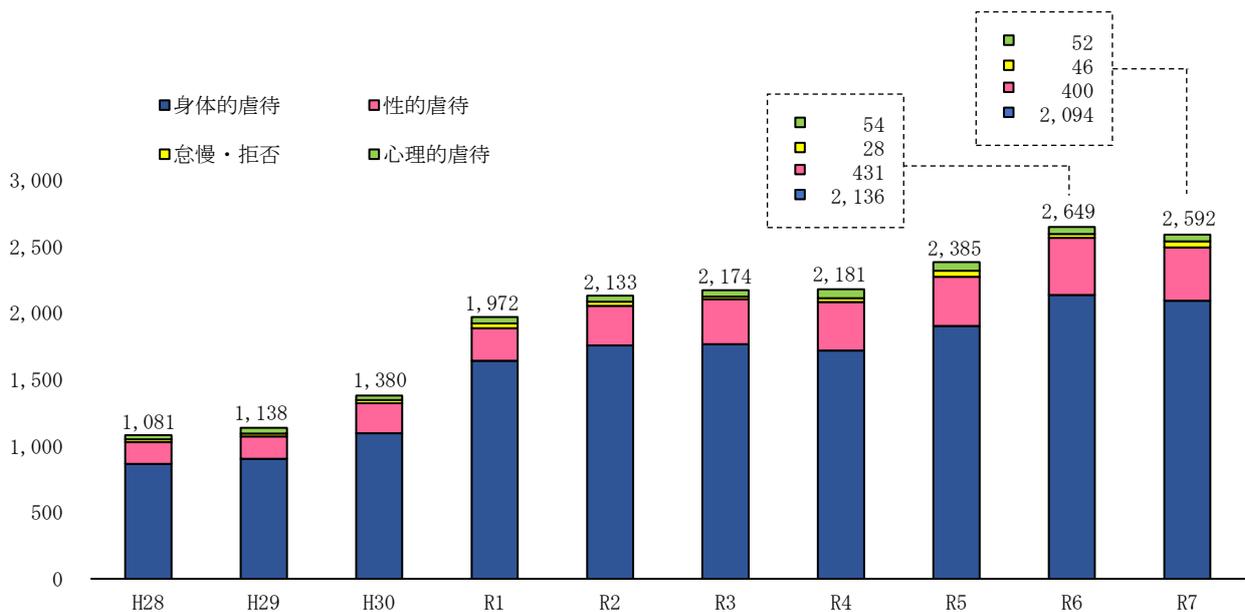
通告児童数は、令和7年は12万2,588人（前年比+210人，+0.2%）と、依然として高い水準で推移している。



### 2 児童虐待事件

#### (1) 児童虐待事件の検挙状況

児童虐待事件の検挙件数は、令和7年は2,592件（前年比-57件，-2.2%）と、依然として高い水準で推移している。



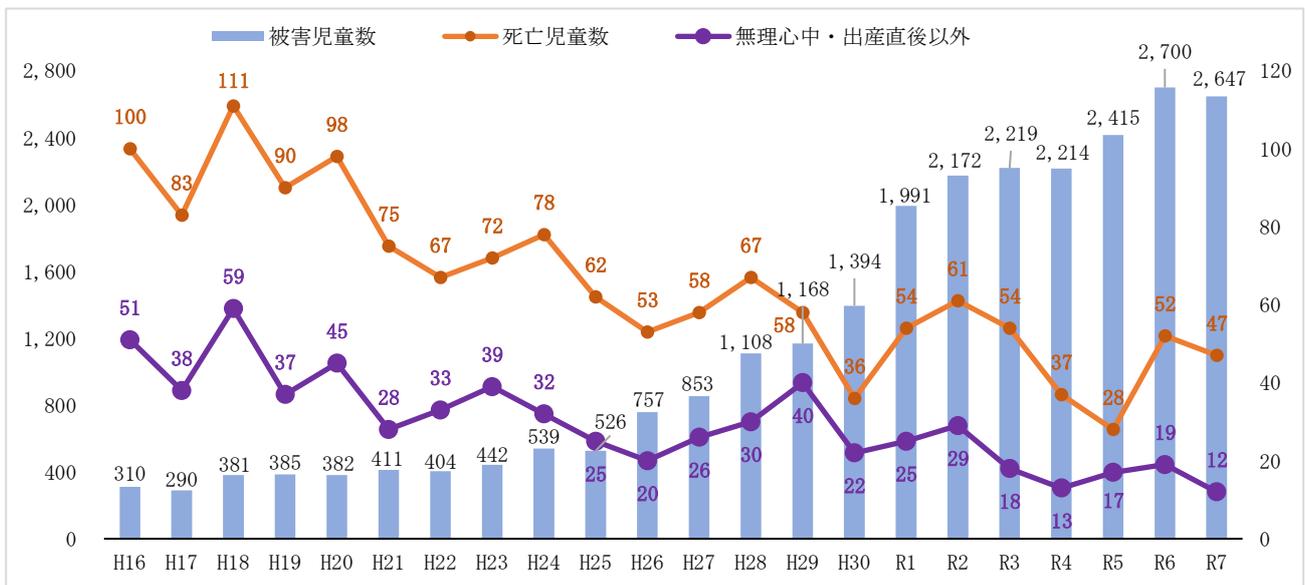
罪種別内訳

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数(件)	2,174	2,181	2,385	2,649	2,592
殺人(既遂)	37	23	14	32	32
殺人(未遂)	27	22	25	38	24
殺人予備	0	0	0	1	2
自殺幫助・教唆	0	1	0	1	0
不同意性交等	116	141	149	162	165
不同意性交等幫助	0	0	1	0	0
暴行	880	882	911	984	983
傷害	783	743	906	1,029	1,001
傷害致死	6	5	7	11	4
暴行、傷害幫助・教唆	3	2	4	2	1
脅迫	7	11	4	11	6
強要	3	7	5	3	5
不同意わいせつ	178	185	184	228	198
性的姿態等撮影	0	0	1	17	13
重過失致死傷	3	1	5	1	5
保護責任者遺棄	17	30	37	28	48
逮捕・監禁	11	13	7	11	13
逮捕教唆	1	0	0	0	0
未成年者拐取	10	15	17	16	17
暴力行為等処罰法違反	47	60	70	50	50
児童福祉法違反	2	7	4	0	2
児童買春・児童ポルノ法違反	40	31	26	23	17
青少年保護育成条例違反	2	1	6	1	4
迷惑防止条例違反	0	0	2	0	1
売春防止法違反	1	0	0	0	0
学校教育法違反	0	1	0	0	0
配偶者暴力防止法違反	0	0	0	0	1

注) 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。「不同意性交等」と「不同意わいせつ」には、それぞれ「監護者性交等」と「監護者わいせつ」を含む。

(2) 被害児童の数

児童虐待事件の被害児童数は、令和7年は2,647人(前年比-53人, -2.0%)と、依然として高い水準で推移している。死亡児童数は、令和7年が47人(前年比-5人, -9.6%)で、無理心中及び出産直後のものを除いた死亡児童数は12人。



注) 死亡児童数は平成16年から集計

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数(人)	2,219	2,214	2,415	2,700	2,647
死亡児童数(人)	54	37	28	52	47
無理心中	29	17	5	24	26
出産直後	7	7	6	9	9
無理心中・出産直後以外	18	13	17	19	12

### (3) 被害児童の性別

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
男児	1,134	1,134	1,262	1,374	1,322	49.9%
女児	1,085	1,080	1,153	1,326	1,325	50.1%

### (4) 被害児童の年齢

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
1歳未満	81	94	75	99	116	4.4%
1歳	54	34	40	40	42	1.6%
2歳	55	50	66	56	57	2.2%
3歳	73	72	88	76	96	3.6%
4歳	91	86	81	91	100	3.8%
5歳	76	97	91	124	123	4.6%
6歳	126	76	106	152	123	4.6%
7歳	116	106	151	179	178	6.7%
8歳	138	123	123	175	179	6.8%
9歳	130	146	153	196	172	6.5%
10歳	129	134	176	189	178	6.7%
11歳	139	151	165	202	177	6.7%
12歳	167	198	194	189	219	8.3%
13歳	204	208	240	227	218	8.2%
14歳	202	196	194	219	218	8.2%
15歳	149	170	191	198	155	5.9%
16歳	145	145	143	159	164	6.2%
17歳	144	128	138	129	132	5.0%

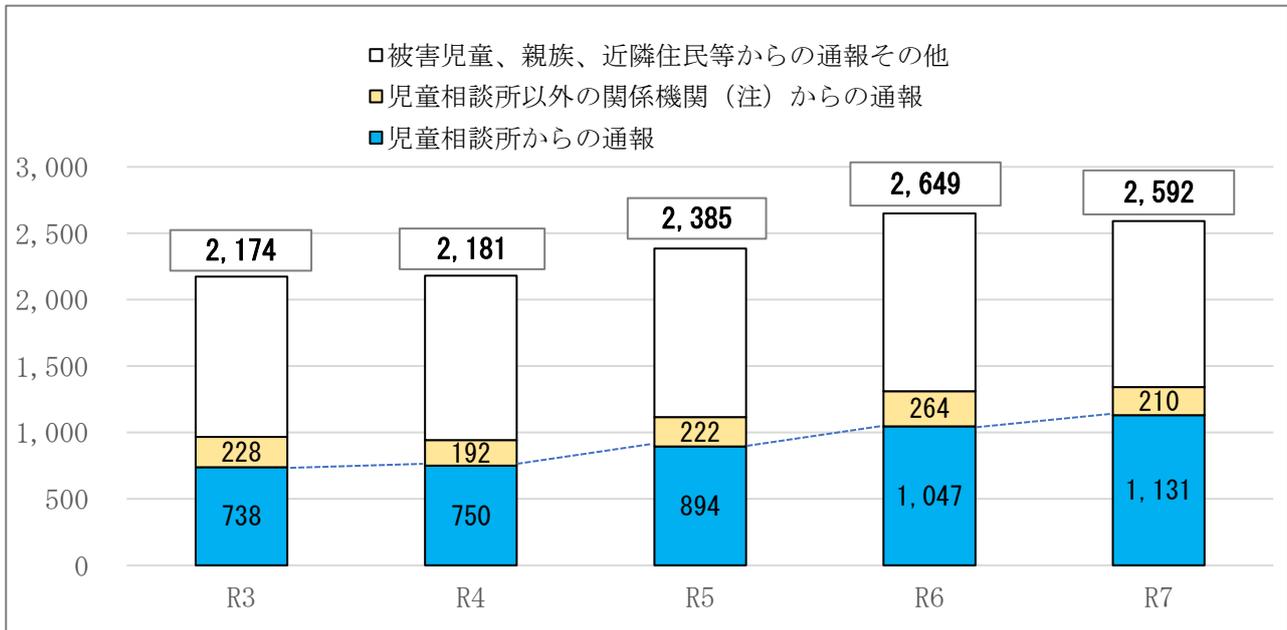
### (5) 被害児童と加害者の関係

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年の割合
総数(人)	2,199	2,222	2,419	2,682	2,640	100.0%
父親等	1,597	1,592	1,718	1,937	1,855	70.3%
実父	1,039	960	1,068	1,233	1,196	45.3%
養・継父	371	405	390	438	437	16.6%
内縁	115	129	167	140	103	3.9%
その他	72	98	93	126	119	4.5%
母親等	602	630	701	745	785	29.7%
実母	568	590	650	704	734	27.8%
養・継母	15	12	17	17	24	0.9%
内縁	2	2	6	4	2	0.1%
その他	17	26	28	20	25	0.9%

〔注：割合は、それぞれの項目で四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。〕

## トピックス③ 【児童虐待事案における児童相談所等との連携】

端緒別の児童虐待事件検挙数の推移



(注) 児童相談所以外の関係機関  
都道府県、市町村、病院・消防、学校など

### 事例①

児童相談所から警察署に対して、保育園に登園した児童（6歳）が足に火傷を負っているなど身体的虐待の疑いが認められたため、一時保護した旨の通報がなされた。児童相談所及び検察庁と協議し、三者の代表者による児童の心情に配慮した事情聴取等の結果、実母の内縁の夫が、児童の足をライターで炙るなどの虐待を行っていたことが明らかとなり、同内縁の夫を傷害罪で逮捕した。

### 事例②

警察署において迷い子を保護した際、児童相談所による対応記録を照会した結果、過去に自治体からネグレクトでの通告歴があることが判明したことから、同情報とあわせリスク評価を行い、児童相談所への通告による児童の保護につなげた。

児童相談所からの通報を端緒とする事件検挙数は増加傾向にあり、令和7年中は1,131件（前年比+84件、増加率8%）と過去最多。

今後は、児童に対する危険性の高い3類型の情報が児童相談所から確実に共有されるよう改めて徹底するとともに、児童の安全確保のため、児童相談所から提供を受けた情報の更なる有効活用を推進。

## 《主な事例》

### 1 ストーカー事案

#### (1) 禁止命令を受けた加害者を銃砲刀剣類所持等取締法違反で検挙

令和7年4月、飲食店勤務の女性に対して、更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の禁止命令を受けていた男性は、自身の親族に対して女性への危害を仄めかして行方不明になった状況があり、同状況を把握した警察は女性の保護対策を講じつつ、男性の捜索活動を行ったところ、女性の居住する市内の駐車場において車両に乗車する男性を発見し、車内から包丁を発見したことから銃砲刀剣類所持等取締法違反で検挙した。

#### (2) 元交際相手の女性につきまとい行為を行ったストーカー規制法違反事件の検挙

令和7年7月、元交際相手の女性に対する恋愛感情等から同女性方に押し掛ける等のつきまとい行為を行った男性は、更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の禁止命令を受けたが、同年8月、連続して文書を送付するなどのつきまとい行為を行ったことから、ストーカー規制法違反で検挙した。

### 2 配偶者からの暴力事案等

#### (1) 配偶者の自宅付近をはいかいしたDV防止法違反事件の検挙

令和7年9月、裁判所から配偶者に対してつきまとい等をしてはならない旨の保護命令に違反して配偶者の住居付近をはいかいした男性をDV防止法違反で検挙した。

#### (2) 退去命令が出ている自宅に無断で入りこんだDV防止法違反事件の検挙

令和7年8月、裁判所から自宅から退去しなければならない旨の保護命令に違反して配偶者に無断で自宅に入り込んだ男性をDV防止法違反で検挙した。

### 3 私事性的画像に係る事案

#### (1) 性的画像をインターネット上に陳列した私事性的画像被害防止法違反事件の検挙

令和7年12月、元交際相手の性的画像をインターネット上に不特定多数の者に閲覧可能な状態にして公然と陳列した男性を私事性的画像被害防止法違反で検挙した。

#### (2) 性的な印刷物を元交際相手の自宅や職場付近に陳列した私事性的画像被害防止法違反事件の検挙

令和7年6月、元交際相手の性的な印刷物を同人の自宅付近にばらまき、不特定多数の者に閲覧可能な状態にして公然と陳列した男性を私事性的画像被害防止法違反で検挙した。

### 4 児童虐待事案

#### (1) 泥酔者保護を端緒とした児童虐待事件（保護責任者遺棄事件）の検挙

令和7年2月、泥酔者として保護した実母が自宅に児童（1歳）を置き去りにしていることが判明したため、直ちに警察官が自宅を確認。室内に動物の糞やゴミが散乱

する不衛生な環境で寝ている児童を発見したことから、児童相談所に通告し、児童は一時保護された。実母は日常的に児童を置き去りにしてキャバクラで稼働していたものであり、所要の捜査を遂げ、同日、実母を保護責任者遺棄罪で逮捕した。

(2) 児童相談所との連携による児童虐待事件（傷害事件）の検挙

令和7年2月、児童相談所から警察署に対して、病院に救急搬送された児童（1歳）に複数の骨折が確認されるなど身体的虐待の疑いが認められたため、一時保護した旨の通報がなされた。捜査の結果、実母の交際相手の男性が、同児童の胸部や腹部を殴打し、その様子を携帯電話機で撮影するなどの虐待を行っていたことが明らかとなり、同交際男性を傷害罪で逮捕した。